三　公営住宅法第十九条（同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実について審査又はその申請に対する応答
［四・五　略］
六　公営住宅法第三十二条第一項第四号の明渡し請求（同法第二十七条第二項に限る。）に関する入居者の氏名の変更の事実の確認
七　公営住宅法第二十九条第八項の期限の延長の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答
［八～十一　略］
［55～63　略］
（法別表第四の総務省令で定める事務）
第四条　［略］
［2～47　略］
48　法別表第四の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一　略］
二　公営住宅法第十六条第五項（同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭若しくは同法第十八条第二項の敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三　公営住宅法第十九条（同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実について審査又はその申請に対する応答
［四・五　略］
六　公営住宅法第三十二条第一項第四号の明渡し請求（同法第二十七条第二項に限る。）に関する入居者の氏名の変更の事実の確認
七　公営住宅法第二十九条第八項の期限の延長の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答
［八～十一　略］
［49～55　略］
（法別表第五の総務省令で定める事務）
第五条　［略］
［2～54　略］
55　法別表第五第二十八号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一　略］
二　公営住宅法第十六条第五項（同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭若しくは同法第十八条第二項の敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三　公営住宅法第十九条（同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実について審査又はその申請に対する応答
［四・五　略］
六　公営住宅法第三十二条第一項第四号の明渡し請求（同法第二十七条第二項に限る。）に関する入居者の氏名の変更の事実の確認
七　公営住宅法第二十九条第八項の期限の延長の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答
［八～十一　略］
［49～55　略］
（法別表第五の総務省令で定める事務）
第五条　［略］
［2～54　略］
55　法別表第五第二十八号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一　略］
二　公営住宅法第十六条第五項（同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭若しくは同法第十八条第二項の敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三　公営住宅法第十九条（同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実について審査又はその申請に対する応答
［四・五　略］
六　公営住宅法第三十二条第一項第四号の明渡し請求（同法第二十七条第二項に限る。）に関する入居者の氏名の変更の事実の確認

三　公営住宅法第十九条（同法第二十八条第三項及び第二十九条第八項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実について審査又はその申請に対する応答
［四・五　同上］
六　公営住宅法第三十二条第一項第四号の明渡し請求（法第二十七条第二項に限る。）に関する入居者の氏名の変更の事実の確認
七　公営住宅法第二十九条第七項の期限の延長の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答
［八～十一　同上］
［55～63　同上］
（法別表第四の総務省令で定める事務）
第四条　［同上］
［2～47　同上］
48　法別表第四の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一　同上］
二　公営住宅法第十六条第四項（同法第二十八条第三項及び第二十九条第八項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭若しくは同法第十八条第二項の敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三　公営住宅法第十九条（同法第二十八条第三項及び第二十九条第八項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実について審査又はその申請に対する応答
［四・五　同上］
六　公営住宅法第三十二条第一項第四号の明渡し請求（法第二十七条第二項に限る。）に関する入居者の氏名の変更の事実の確認
七　公営住宅法第二十九条第七項の期限の延長の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答
［八～十一　同上］
［49～55　同上］
（法別表第五の総務省令で定める事務）
第五条　［同上］
［2～54　同上］
55　法別表第五第二十八号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一　同上］
二　公営住宅法第十六条第四項（同法第二十八条第三項及び第二十九条第八項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭若しくは同法第十八条第二項の敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三　公営住宅法第十九条（同法第二十八条第三項及び第二十九条第八項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実について審査又はその申請に対する応答
［四・五　同上］
六　公営住宅法第三十二条第一項第四号の明渡し請求（法第二十七条第二項に限る。）に関する入居者の氏名の変更の事実の確認